

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 7月 25日

案件名	平成29年度税制改正等に伴う相模原市市税条例の一部改正について																				
所管	企画財政	局区	税務	部	税制	課	担当者		内線												
概要	<p>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、相模原市市税条例の一部改正を行う。</p> <p>(1)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の追加 (2)市税督促状の発付時期に係る規定の追加 (3)その他の市税条例の改正事項</p>																				
審議内容(論点)	<p>・上記(1)において、条例で定める特例割合の扱いについて</p> <p>・上記(2)において、条例で定める発付時期に係る規定の追加について</p>																				
実施計画の位置付け	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>施策番号及び実施計画事業名</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>											施策番号及び実施計画事業名									
	施策番号及び実施計画事業名																				
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	7月	7日	政策調整会議		年	月	日												
	局・区経営会議	平成29年	7月	27日	政策会議		年	月	日												
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期	平成29年9月		定例会議	報道への情報提供	なし													
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	部会	平成29年3月													
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし																	
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況														
			水みどり環境課・保育課		特例割合について		調整済														
			納税課・市民税課・資産税課		改正内容について		調整済														
			総務法制課		条例案について		調整中														
	打合せ・会議の経過																				
		月日	会議名等		内容																
		H29.4.14	庁内照会		わがまち特例に係る特例割合に関する照会																
備考																					
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)														
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課		財務課		市民税課		資産税課														
	納税課		水みどり環境課		子ども・若者政策課		保育課														
	国民健康保険課		企画政策課		税制課																
これまでの庁議での主な意見	<p>わがまち特例の本市税収への影響について、これから市税条例に特例割合を規定するのにどのように試算したのか。企業主導型保育事業については、28年度に市内3箇所の実績があり、家庭的保育事業等についても同様に3箇所の実績がある。これら実績等を元に減収見込額を試算したところである。</p> <p>市税督促状の発付時期に係る規定の追加について、他都市の状況は、指定都市19市のうち、「30日以内」と規定しているのが10市、「40日以内」としているのが2市、条例に定めがなく地方税の規定である「20日以内」であるのが本市を含めて7市である。</p> <p>督促状に関する改正については、市税外収入についても改正するのか。今回の改正は市税条例のみで、市税外収入に関する条例の改正は行わない。</p>																				

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、相模原市市税条例の一部改正を行う。

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の追加

企業主導型保育事業等及び一定の市民緑地に係る固定資産税の課税標準について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に追加した上で、その特例割合を次のとおり定める。

対 象	地方税法に定める特例割合		本市の特例割合 (案)
	改正前	改正後	
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	-	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲内において 条例で定める割合	1 / 3
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員 5 人以下)の用に供する家屋及び償却資産	1 / 2	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲内において 条例で定める割合	1 / 3
一定の市民緑地の用に供する土地	-	2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において 条例で定める割合	2 / 3 (参酌基準)

保育事業の促進効果が期待できるため、参酌基準を上回る基準とする

市税督促状の発付時期に係る規定の追加

納税義務者の利便性を高めるために様々な納付方法を用意しているが、市への入金までに要する期間が、それぞれの納付方法ごとで異なっており、延伸してきている状況である。

地方税法において、督促状は納期限後 20 日以内に発しなければならないとされているが、特別の事情がある場合には条例で異なる期間を定めることができる規定があり、本市への入金情報をより正確に取得し、行き違いによる督促状の送付を抑制するため、新たに「30 日以内」とする規定を市税条例に追加する。

その他の市税条例の改正事項

- ・ 県費負担教職員制度見直しに係る地方税法の改正に伴い、市民税所得割の税率を 6% 8% に変更
- ・ 軽自動車税に係る税率の特例措置(グリーン化特例)の延長
(H29.4.1～H31.3.31に新規取得した軽四輪等について対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直して 2 年間延長)

(2) 事業スケジュール

H29. 3. 6 市議会総務部会に税制改正の概要を説明

H29. 3. 31 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が成立
(H29.3.31公布、H29.4.1施行)

H29. 7 庁議

H29. 8 議案上程

改正条例施行 公布の日

(市民税所得割の税率の改正についてはH30.1.1)

企画財政局経営会議 議事録

開催日 平成29年7月27日(木)

出席者 古賀副市長 企画財政局長 企画部長 財務部長 税務部長 企画政策課長 経営監理課長 広域行政課担当課長 財務課長 税制課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 都市みらい研究所長

1 平成29年度税制改正等に伴う相模原市市税条例の一部改正について (説明者：税務部長)

(1) 主な意見等

企業主導型保育事業及び家庭的保育事業等の用に供する固定資産等について、特例割合を設定する理由は。

待機児童対策や子育て環境の整備に向けて、企業主導型保育事業及び家庭的保育事業等をより促進していくためである。

本市の企業主導型保育事業及び家庭的保育事業等における固定資産税・都市計画税の税収はどのくらいか。

対象となる企業主導型保育事業及び家庭的保育事業等は数件あり、特例割合の対象となる税相当額は数千円から数万円程度である。

市税督促状の発付時期を納期限後30日以内にするについて、例えば納付を失念してしまった市民に知らせる時期が遅れることで延滞金が増額するなど、市民に不利益はないのか。

税額によっては所定の計算により延滞金が生じるケースもあるかと思われるが、引き続き市民には納期限までに納付するよう周知していきたい。また、督促状送付までの期間をできるだけ短縮するなど、市民に影響を与えないよう配慮し、事務を進めていく。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上